

平成28年2月22日

各都府県 BBS 連盟 会長様

各地区会 会長様

平素は、ともだち活動をはじめ地域に根ざした活動に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

現在、日本全国で約 4,500 名の BBS 会員が、活動をしています。ところが、家庭裁判所の判決により保護観察を受けている少年は約 41,000 人、少年院からの仮退院を含めると約 49,000 人います。

我々BBSは、保護観察の少年だけではなく、不登校、引きこもり、いじめの被害・加害等、社会不適応少年にも関わっております。今の BBS 会員数では、現在行われている地域に根ざした活動を一時的にストップさせ、「ともだち活動」に専念したとしても、1 人の BBS 会員が 10 人の少年を面倒見ても、追いつかないのが現状です。

BBS 会の絶対数を増やさねばなりません。

法務省保護局が調査している統計によると、毎年の BBS 会員数はたいして変化はありません。3 月には、多くの学生が、卒業と共に BBS までも卒業してしまい、会員数が激減します。しかし、幸いなことに、4 月以降同じ数の新生が入会してくれるので、総会員数が減らずに済んでいます。

では、どうすれば BBS 会員を増やすことができるのか？思いの他、簡単なことです。

退会を食い止め、入会を増やせば、会員数は自ずと増えていくのです。今まで通り勧誘活動に力を入れながら、卒業していく学生が BBS まで卒業してしまわないよう働き掛けることです。それぞれの新転地で活動を続けることができるシステム作りが大切ではないでしょうか？新転地の都府県別名簿を作成し、5 月の協議員会で都府県 BBS 連盟会長に配布する予定です。その後継続希望の会員に都府県 BBS 連盟会長または地区会長より連絡をしていただきます。

就職 1 年目は、名前を登録するだけでも良しとしましょう！やがて活躍してくれる日を信じて、おおらかに見守りましょう！彼らは、学生として現場で活動してきたからこそ、学生の気持ちを受け止めてサポートをしたり、運営に携わることができる可能性を秘めています。

上記のことを考慮に入れて、卒業生にアンケートを実施して下さい。

地区会長様は、「地区会用アンケート集計用紙」に記入の上、都府県 BBS 連盟会長に送信してください。都府県 BBS 連盟会長様は、「都府県連盟用アンケート集計用紙」に記入の上、3 月末までに日本 BBS 連盟まで返信ください。

info.bbs@kouseihogo-net.jp

※いただいた個人情報、BBS 以外には使用しません。

文責：日本 BBS 連盟理事 西本 敬太

